

## 随意契約理由書

神戸市

件名	西神・山手線 6000 形車両用 ATC/O 試験装置購入
契約の相手方	三菱電機株式会社 兵庫支店
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める 政令第 11 条第 1 項第 2 号
<p>随意契約の理由</p> <p>ATC/O 試験装置は ATC/O 装置の健全性を確認するための試験装置である。ATC/O 試験装置は速度信号・ATC 信号を送る機能等を有し、各種試験によって ATC 装置においては速度照査や後退・停車検知や故障が起きた際の動作、ATO 装置においては出発条件成立時や力行時の制御状態等の確認を実施する。</p> <p>ATC/O 装置は上記業者が設計・製作したものであり、ソフトウェアには上記業者独自の技術内容が含まれている。また、試験時には制御装置やブレーキ装置といった関連機器の知識も必要となり、ATC/O 装置について熟知した作業員が不可欠となる。</p> <p>したがって、当該装置の製作・手配が行えるのは ATC/O 装置の設計・製作を担当した上記業者のみであるため、随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 車両係 (電話番号 078-791-6582)